

6. 中小企業、スタートアップ企業及び大学等を 対象とした支援措置

軽減申請を行う際は、該当する様式を以下の特許庁ウェブサイトよりダウンロードし、必要項目を記載の上、提出してください。

https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/pct_keigen_shinsei.html#2-2

【書類名】 手数料軽減申請書（調査手数料等）

【あて先】 特許庁長官 殿

【国際出願の表示】

【国際出願日】 dd. mm. 20XX

【書類記号】 123456789

【軽減を申請する者】

【氏名又は名称（日本語）】 株式会社東京製作所

【氏名又は名称（英語）】 TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION

【あて名（日本語）】 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号

【あて名（英語）】 4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo

【手数料軽減に関する内容】 特許法施行令第10条第○号○に掲げる者に該当する者である。

【持分の割合】 1/3

【軽減を申請する者】

【氏名又は名称（日本語）】 株式会社大阪製作所

【氏名又は名称（英語）】 OSAKA SEISAKUSHO CORPORATION

【あて名（日本語）】 大阪府大阪市天王寺区伶人町2番地7号

【あて名（英語）】 2-7, Reinin-cho, Ten-nouji-ku, Osaka-shi, Osaka

【手数料軽減に関する内容】 特許法施行令第10条第○号○に掲げる者に該当する者である。

【持分の割合】 1/3

【代理人】

【弁理士】

【氏名又は名称（日本語）】 国際 太郎

【氏名又は名称（英語）】 KOKUSAI Taro

【あて名（日本語）】 東京都千代田区四番町8番地

【あて名（英語）】 8, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo

【持分の割合に関する特記事項】

PCT ホールディングス株式会社 1/3

※ 以下は注意事項ですので、申請書を提出する際は記載しません。

(注1) 予備審査手数料の軽減措置を申請する場合は、「【書類名】」を「手数料軽減申請書（予備審査手数料）」と記載します。

(注2) 「【国際出願の表示】」の欄の「【国際出願日】」には、その国際出願の提出日を日月年の順に「〇〇. 〇〇. 〇〇〇〇」のように記載し、「【書類記号】」には願書に記載された書類記号を記載します。ただし、願書に書類記号が記載されていない場合は、「【書類記号】」を「【発明の名称】」とし、その願書に記載されている発明の名称を記載します。また、予備審査手数料の軽減措置を申請する場合は、「【国際出願日】」を「【国際出願番号】」として国際出願番号を記載し、「【書類記号】」は不要です。

(注3) 「【軽減を申請する者】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、「【軽減を申請する者】」～「【持分の

割合】の欄を繰り返し設けて記載します。「【持分の割合】」の欄には、「○/○」のようにその者の持分の割合を記載します。

- (注4) 「【手数料軽減に関する内容】」の欄には、「特許法施行令第10条第○号○に掲げる者に該当する者である。」のように軽減を受ける旨を記載します。なお、「第○号○」に記載すべき内容については、次頁の「(参考) 申請要件一覧」を参照してください。
- (注5) 軽減を申請する者が手続を行う場合は、「【代理人】」の欄は不要です。また、「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、「【代理人】」～「【あて名(英語)】」の欄を繰り返し設けて記載します。
- (注6) 「【持分の割合に関する特記事項】」の欄には、共同出願人(申請要件を満たしていない者)の持分の割合を「○/○」のように記載します。ただし、当該出願人が含まれない場合は、「【持分の割合に関する特記事項】」の欄は不要です。
- (注7) 本様式には、軽減を申請する者及び代理人の「署名」は不要です。

(参考) 申請要件一覧 ※申請要件の詳細は、以下の特許庁ウェブサイトを必ずご確認ください。

https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/pct_keigen_shinsei.html#1

対象者一覧		【手数料軽減に関する内容】に記載する条・号・号の細分	軽減率	
中小企業 (会社) (個人事業主)	(製造業等)	特許法施行令第10条第1号イ	1/2 軽減	
	(卸売業)	特許法施行令第10条第1号ロ		
	(サービス業)	特許法施行令第10条第1号ハ		
	(小売業)	特許法施行令第10条第1号ニ		
	(ゴム製品製造業)	特許法施行令第10条第1号ホ		
	(ソフトウェア業又は情報処理サービス業)	特許法施行令第10条第1号ヘ		
	(旅館業)	特許法施行令第10条第1号ト		
中小企業 (組合・NPO法人)	(企業組合)	特許法施行令第10条第1号チ		
	(協業組合)	特許法施行令第10条第1号リ		
	(事業協同組合等)	特許法施行令第10条第1号ヌ		
	(農業協同組合等)	特許法施行令第10条第1号ル		
	(漁業協同組合等)	特許法施行令第10条第1号ヲ		
	(森林組合等)	特許法施行令第10条第1号ワ		
	(商工組合等)	特許法施行令第10条第1号カ		
	(商店街振興組合等)	特許法施行令第10条第1号ヨ		
	(消費生活協同組合等)	特許法施行令第10条第1号タ		
	(酒造組合等)	特許法施行令第10条第1号レ		
	(NPO法人)	特許法施行令第10条第1号ソ		
研究開発型中小企業 (会社・個人事業主 ・組合・NPO法人)	(試験研究費等比率が3%超の個人事業主)	特許法施行令第10条第2号イ	1/2 軽減	
	(試験研究費等比率が3%超の 会社・組合・NPO法人)	特許法施行令第10条第2号ロ		
	(科技イノベ活性化法の指定補助金等を交付 された会社・個人事業主・組合・NPO法人)	特許法施行令第10条第2号ハ		
	(経営強化法の経営革新事業を行う 会社・個人事業主・組合・NPO法人)	特許法施行令第10条第2号ニ		
	(経営強化法の異分野連携事業を行う 会社・個人事業主・組合・NPO法人)	特許法施行令第10条第2号ホ		
アカデミック・ ディスカウント	(大学等の研究者)	特許法施行令第10条第3号イ	1/2 軽減	
	(大学等)	特許法施行令第10条第3号ロ		
承認TLO	特許法施行令第10条第3号ハ			
独立行政法人等	特許法施行令第10条第3号ニ			
試験独法関連TLO	特許法施行令第10条第3号ホ			
公設試験研究機関を設置する者	特許法施行令第10条第3号ヘ			
地方独立行政法人	特許法施行令第10条第3号ト			
小規模企業 (法人・個人事業主)	(従業員20人以下の個人事業主)	特許法施行令第10条第4号イ		2/3 軽減
	(従業員20人以下の法人)	特許法施行令第10条第4号ロ		
中小スタートアップ 企業 (法人・個人事業主)	(事業開始後10年未満の個人事業主)	特許法施行令第10条第5号イ	2/3 軽減	
	(設立後10年未満の法人)	特許法施行令第10条第5号ロ		
福島関連中小企業(会社・個人事業主・組合・NPO法人)		特許法施行令第10条第6号	3/4 軽減	

交付申請を行う際は、該当する様式を以下の特許庁ウェブサイトよりダウンロードし、必要項目を記載の上、提出してください。

https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/pct_kofu_shinsei.html#2-3

特許庁記入欄		
受付番号		
文書番号	特許	号

年 月 日

国際出願促進交付金交付申請書

特許庁長官 殿

申請者 住所
氏名
代理人 住所
氏名

国際出願促進交付金交付要綱第6条第2項の規定に基づき、国際出願促進交付金の交付について、同条第5項に基づき交付申請に関する誓約事項について同意の上、下記のとおり申請します。

記

1. 出願概要

国際出願番号	PCT / JP 20 /
国際出願日	年 月 日
交付対象手数料	
納付済金額	円

2. 出願人構成

氏名又は名称	持分割合	申請要件	
	/	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 : 第 号 (交付割合 /)

3. 振込先口座

金融機関名 口座種別	銀行	支店	<input type="checkbox"/> 普通 ・ <input type="checkbox"/> 当座
口座番号			
(フリガナ) 口座名義人			
連絡先	TEL	—	—
交付申請額	円		

※ この様式見本は申請者1名、代理人手続の場合の記載例です。その他の手続様式については特許庁ウェブサイトにて確認してください。なお、以下は注意事項ですので、申請書を提出する際は記載しません。

(注1) 交付申請書を提出する際の用紙は、日本産業規格A列4番(横21cm、縦29.7cm)の大きさとし、片面のみを使用します。

(注2) 申請は、1つの国際出願につき、国際出願手数料又は取扱手数料ごとに1件までとします。

(注3) 「申請者」及び「代理人」欄の「氏名」は、法人にあつては名称及び代表者の氏名を記載してください。

(注4) 申請者が複数人いる場合、次のように欄を繰り返して、「申請者」欄に申請者全員の記名をしてください。

申請者	住所
	氏名
申請者	住所
	氏名

(注5) 代表者を申請人の中から選任している場合には、「申請者」欄を「代表申請者」と記載してください。

(注6) 当該手続において代理人を選任しない場合には、「代理人」欄を設ける必要はありません。

(注7) 「2. 出願人構成」の「持分割合」欄には、「○/○」のように出願人全員(交付対象とならない者を含む)の持分の割合をそれぞれ記載してください。ただし、出願人が1人の場合には、空欄のままにしてください。

(注8) 「2. 出願人構成」の「交付割合」欄には、交付割合を「○/○」のように記載してください。

(注9) 「2. 出願人構成」欄は、出願人の数に応じて記入欄を増減させて差し支えありません。

(注10) 出願人が申請要件に該当しない場合には、「2. 出願人構成」の「申請要件」欄には「無」をチェックしてください。

(注11) 出願人が申請要件に該当する場合には、「2. 出願人構成」の「申請要件」欄には「有」をチェックするとともに、該当する条文の号及び号の細分並びに交付割合を記載してください。なお、「○号○」に記載すべき内容については、次頁の「申請要件一覧」を参照してください。

(注12) 「3. 振込先口座」欄には、申請者(代理人又は代表者を選任している場合には、なるべくその代理人又は代表者)の振込先口座を1つ記載してください。

(注13) 振込口座として指定できるのは、(a) 申請者/代理人本人、(b) 申請者/代理人(個人)が属する法人、又は(c) 申請者/代理人(法人)に属する者の口座のいずれかに該当する場合です。そのため、申請者と異なる口座名義人であっても、上述(a)～(c)に該当していれば、振込先口座として指定することができます。なお、申請書の記載事項から上述(a)～(c)が確認できないと判断した場合、当庁より証明や確認を求めることがあります。

例：代理人が個人で、口座名義人が当該代理人以外の者(共同代表者等)である場合(同一法人に属する者であるか判断できない場合)

(代理人) 国際 太郎 (口座名義人) 特許 次郎

証明が必要な場合には、「3. 振込先口座」欄の表外に「代理人○○○○及び口座名義人△△△△は、□□特許事務所の所員です。」のように記載し、当該事項を証明する書面(例：ホームページの所員一覧、「弁理士ナビ」の情報)を添付して提出してください。なお、本手続は、交付金申請1件ごとに必要です。

(注14) 「3. 振込先口座」欄の口座名義人は振込の際に照合しますので、通帳どおりの漢字及びカタカナのフリガナを記載してください。

(注15) 本様式には申請者及び代理人の「署名」は不要です。

(参考) 申請要件一覧 ※申請要件の詳細は、以下の特許庁ウェブサイトを必ずご確認ください。

https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/pct_kofu_shinsei.html#1

対象者一覧		申請要件	交付割合	
中小企業 (会社) (個人事業主)	(製造業等)	特許法施行令第10条第1号イ	1/2	
	(卸売業)	特許法施行令第10条第1号ロ		
	(サービス業)	特許法施行令第10条第1号ハ		
	(小売業)	特許法施行令第10条第1号ニ		
	(ゴム製品製造業)	特許法施行令第10条第1号ホ		
	(ソフトウェア業又は情報処理サービス業)	特許法施行令第10条第1号ヘ		
	(旅館業)	特許法施行令第10条第1号ト		
中小企業 (組合・NPO法人)	(企業組合)	特許法施行令第10条第1号チ		
	(協業組合)	特許法施行令第10条第1号リ		
	(事業協同組合等)	特許法施行令第10条第1号ヌ		
	(農業協同組合等)	特許法施行令第10条第1号ル		
	(漁業協同組合等)	特許法施行令第10条第1号ヲ		
	(森林組合等)	特許法施行令第10条第1号ワ		
	(商工組合等)	特許法施行令第10条第1号カ		
	(商店街振興組合等)	特許法施行令第10条第1号コ		
	(消費生活協同組合等)	特許法施行令第10条第1号タ		
	(酒造組合等)	特許法施行令第10条第1号レ		
	(NPO法人)	特許法施行令第10条第1号ソ		
研究開発型中小企業 (会社・個人事業主 ・組合・NPO法人)	(試験研究費等比率が3%超の個人事業主)	特許法施行令第10条第2号イ	1/2	
	(試験研究費等比率が3%超の 会社・組合・NPO法人)	特許法施行令第10条第2号ロ		
	(科技イノベ活性化法の指定補助金等を交付 された会社・個人事業主・組合・NPO法人)	特許法施行令第10条第2号ハ		
	(経営強化法の経営革新事業を行う 会社・個人事業主・組合・NPO法人)	特許法施行令第10条第2号ニ		
	(経営強化法の異分野連携事業を行う 会社・個人事業主・組合・NPO法人)	特許法施行令第10条第2号ホ		
	(ものづくり法の計画を行う 会社・個人事業主・組合・NPO法人)	特許法施行令第10条第2号ヘ		
アカデミック・ ディスカウント	(大学等の研究者)	特許法施行令第10条第3号イ	1/2	
	(大学等)	特許法施行令第10条第3号ロ		
承認 TLO		特許法施行令第10条第3号ハ		
独立行政法人等		特許法施行令第10条第3号ニ		
試験独法関連 TLO		特許法施行令第10条第3号ホ		
公設試験研究機関を設置する者		特許法施行令第10条第3号ヘ		
地方独立行政法人		特許法施行令第10条第3号ト		
小規模企業 (法人・個人事業主)	(従業員20人以下の個人事業主)	特許法施行令第10条第4号イ		2/3
	(従業員20人以下の法人)	特許法施行令第10条第4号ロ		
中小スタートアップ 企業 (法人・個人事業主)	(事業開始後10年未満の個人事業主)	特許法施行令第10条第5号イ		2/3
	(設立後10年未満の法人)	特許法施行令第10条第5号ロ		
福島関連中小企業 (会社・個人事業主・組合・NPO法人)		特許法施行令第10条第6号	3/4	